

選 挙 公 示

2025 年 8 月 1 日

会員 各位

一般社団法人 日本カウンセリング学会
選挙管理委員会

第 3 回代議員（社員）選挙について

一般社団法人日本カウンセリング学会定款第 6 条および定款細則第 13 条から第 18 条に基づき、2026 年 6 月社員総会から 2030 年社員総会まで（4 年）を任期とする代議員（社員）選挙を以下の日程で実施いたします。

本会は、2018 年 4 月に法人化され、それに伴い選挙方法が変更となりました。代議員選挙は定款第 6 条に基づき、4 年に一度実施することになります。

【第 3 回代議員（社員）選挙日程】

2025 年

- 11 月 1 日 選挙台帳の確定
- 11 月下旬 選挙資料発送（要項、被選挙人名簿、投票用紙、返信封筒）
- 12 月下旬 投票締切

2026 年

- 1 月中旬 開票
- 2 月下旬 選挙結果公表

参 考

一般社団法人 日本カウンセリング学会定款細則（抜粋）

〔代議員の定数〕

第 16 条 代議員の定数は当分の間 30 名とする。

〔代議員の選出〕

第 17 条 選挙は正会員の投票によって行われる。

- 2 代議員総数の 3 分の 2 にあたる代議員（20 名）は正会員の選挙により選出され、代議員総数の 3 分の 1 にあたる代議員（10 名）は互選された代議員の推薦により選出される。
- 3 当選した代議員が辞退した場合は次点のものが繰り上げられる。
- 4 最下位当選者が複数の場合は抽選により当選者を決定する。